

令和5年度第2回小田原市みどりの審議会 議事録

1 日 時 令和6年1月30日（火） 午後3時から午後5時

2 場 所 小田原市役所 6階 602会議室

3 内容

議題

- (1) 緑の基本計画について（報告）
- (2) 街区公園の再整備について（報告）
- (3) 街路樹の再整備について（報告）
- (4) その他

4 出席委員 榑野会長、土屋副会長、小山委員、太田委員、外崎委員

5 事務局 杉山建設部長、下澤建設部副部長、松本みどり公園課長、山崎公園係長、石黒計画緑政係長、永井主任

6 議事の概要

議題

- (1) 緑の基本計画について（報告）

事務局から資料1により説明

質疑応答

委員： 手元にある従来の緑の基本計画は、私も国にいるときから、小田原市の緑の基本計画については一定の評価をしており、増補版作成時に関わらせていただいた。副会長のご指導のもと、計画に対して、進捗状況をフォローアップするところが非常に優れており、評価している。緑の基本計画は専門分野に特化してしまうことが多いが、小田原市の場合は、全庁的に取り組んでおり、まさにみどりの総合計画となっている。フォローアップ内容についても多岐にわたり言及され充実していると思う。

事務局からの説明でもあったが、世の中、みどりに対する期待が高まっており、制度も変わってきていることから、緑の基本計画についても変更していかなければならない。

少子高齢化で街区公園の再整備をやらなければならない時代となってきた。ひと昔前までは、公園を作る時代だったが、今は老朽化した公園をいかに活用していくか、というフェーズが変わってきていることは間違いない。その際には、公共だけでなく民間の方、企業だけでなく、市民も含めて様々なステークホルダーが関わった形で管理運営しなければならない時代になっているということが視点として挙げられる。

昨今の災害、風水害もさることながら、まさに能登半島地震のように、日本列島どこにいても何かしら災害に遭う可能性がある状況になっている。みどりがどのように対応できるか。防災公園をつくるのも方法であるが、崩れそうな緑地を保全していくことも非常に大事である。小田原市は結構斜面地も多いので、防災の視点からもしっかりと緑地を保全していくことは大事なことである。

また、小田原市は歴史文化という面では関東の中では非常に突出して文化財・歴史的建造物があり、その財産をどう活かしていくか、ということも大事である。

委員： 小田原市緑の基本計画を策定する際、委員であったが、冊子 125 ページの基本方針 6 「マネジメント」の視点を取り入れている。当時としては、先進的なとりまとめとっており、お金や人、市民・企業・行政の連携を含め、全てをマネジメントしていかなければならない、ということで全施策に係るのがこの「マネジメント」であるという言い方をして、この計画を作っている。これが小田原市の 1 つの計画作りの特色であったと思う。

現在は「マネジメント」を主体的に置きながら、行っている。例えば、わんぱくらんどの駐車場の料金を市民の方は値上げせず、市外の方を値上げすることで、その予算を指定管理者が遊具等のリニューアルに充てるようにした。これがお金でいう循環的なマネジメント、指定管理者側と行政側とのマネジメントである。行政側は指定管理者側へ無理強いせず、設計料や管理費も含めて指定管理料を支払う。管理の枠を超えている部分の経費も支払う。このように指定管理者とのマネジメントをしっかりと行っている。

緑の基本計画の改定に伴う視点として、グリーンインフラや生物多様性が挙げられる。まさしく今回の改定のポイントである。特に生物多様性は国交省でも、細かい手引き書を作成し、緑の基本計画を改定する際は入れ込むように働きかけている。緑の基本計画自体を生物多様性の具体化するプランニング、と副題としている都市もあるくらい、生物多様性は重要になっている。

では、生物多様性とはどのようなものなのか。鎌倉市は、流域を踏まえた地域別計画としている。小田原市は奥山があり、生産緑地があり、市街地があり、海がある断面的な都市であり連続していることがわかる。連続性があるため、それをうまくプランニングしていくと、生物多様性の 1 つ具体的なプランができる可能性もあると考えている、と先の改定の際、事務局と話し

た経緯がある。

委員： 「流域治水プロジェクト、水循環対策との連携」とあるが、流域治水プロジェクトとは河川にまつわる動きや綺麗さ、周辺の地形を道路沿いにするかなど全般的なことなのか。

委員： 流域治水プロジェクトは、2年ほど前に流域治水関連法の一連の改正があり、今までの治水対策は河川や下水で考えていたが、近年の災害が激甚化し、予想もしていない雨が降るなど、流域全体で考え直す必要があるのではないかと、というのが基本思想である。河川・下水道行政、都市行政サイドでもできることを行う。1つとして、貯留浸透機能を持っている緑地を保全するという役割を流域治水関連法の制度改正の中で持たせた。河川管理者が中心となって、例えば、酒匂川の流域治水プロジェクトができています。河川・下水道行政だけでなく、恐らく流域の土地利用に関する言及をしているのではないかとと思われる。水循環対策は平成26年に今後緑の保全を検討し、緑の政策と連携を図ることも課題であるとした。そのことも踏まえ、緑の基本計画を検討しなければならない。

事務局： 緑の基本計画の「緑」という言葉の対象がわかりにくい部分であるが、本計画の「緑」は通常の緑に加え、都市公園・住まいの緑（庭など）、農地や山林、公共施設の緑（街路樹など）、民間施設の緑などが対象になっている。

委員： 市民講座や大学の講義で「緑と言ったら何を思い浮かべるか」と聞くと、市民講座では高齢の方が多く「潤い」「安らぎ」など心象風景が多く出てくる一方、学生達に聞くと「街路樹」など単体的なものから「自然環境」などの包括概念が出てきた。

鎌倉市には昭和50年に公園みどり課という課を作った。当時テレビで全国では珍しい課として、松戸市の「すぐやる課」、鎌倉市の「公園みどり課」が紹介された。平仮名のみどりを使った課は全国的にもかなり珍しかった。そういう時代からみどりの概念が広がり、様々な角度から見られ、必要性も出てきた。今までの緑という取り扱いと、我々が最終協議に使っていたみどりでは全く異なる時代となっており、いろいろな事象を包括している。

委員： 最終的には視覚的に緑が沢山あるといいな、ではなく命を守るべき存在であるということを根拠として指し示す必要があるのではないかとと思う。

年代や季節によって人の心も変わっていくため、最低限人々の生活を守るために行っていることを示した方が良いのではないかと。

委員： 緑の基本計画は、行政のプランであることから、20年後を目標として定量的・定性的に緑地をどのように残すか、施策を何で充てるか。例えば公園で守るのか、地域性緑地のような法律で守るのか、保安林のように森林制度で守るのかなど、施策と現地を充てプランニングしていく。ただし、これは、即物的な話であり、もっと大事な話があるがそこにこだわり過ぎるとプランニングが動かなくなる可能性がある。難しいのが、行政計画であるプランニングと包括的に様々な話題に出てきているプランニングをどうマッチングさせるかが、これから行政が頭を悩ませながら、また、審議会で意見のすり合わせを行いながら作業していくこととなると思う。

事務局： 委員は都市計画審議会の委員をされていたため、都市計画マスタープランや都市計画区域マスタープランを御存知かと思う。ある目標の年度に向かって、土地利用の方向性を示し、道路公園下水道など必要なものを都市計画決定していく。都市計画決定まではいかないが、そのみどり版ということで、都市計画区域のこれからの緑の整備や保全のあり方、まちなかに緑をどのように生み出していくのか、あるいは身近に公園が少ないが、今ある公園を活用し、市民ニーズに合う形にリニューアルしていくかなどを緑の基本計画の中に盛り込み、どの程度達成したかを進捗管理しながら進めていく。

今回の改定時には、今ある計画に具体的な事業がぶら下がっており、その進捗状況を見ながら、現在の到達点と法律の改正や時勢の動きを踏まえて、目標年度の計画を修正していく。これから令和6、7、8年度に基本的なデータ調査、現在ある計画の進捗状況を確認するとともに、今後必要な事業を組み合わせ、緑の基本計画を作り上げようと考えている。

委員： ご指摘いただいた、基本計画のメッセージ性、「市民の命を守る」は、小田原市がどのように打ち出したいのかに関わると思う。一般的な緑の話とは、日々の生活の豊かさを形作るものであったり、レクリエーション、小田原市の景観を形成するものであったりする。特に市民の安全を守るためにより推進したいとのメッセージを小田原市が出したいのであれば、強調することもあり得る。このように何かを強調した方が良いとのご意見があればいただきたい。

委員： 緑に対するイメージは安らぎから変わってきており、みどりが大事というのはわかる。一般市民としては、小田原市緑の基本計画の3番あたりの「小田原市の特性」を安易に使用していると思う。まずは小田原市の緑のここが

自慢できる部分である、などを提示していただきたい。次に緑に対する具体的な望みや問題点を、生活者視点のレベルに落とさないと難しい。話のレベルが上がってしまうと、行政が主体でやらないとできない。一般市民の感覚で話していただけると大変助かる。

委員： 先ほど事務局から話に出たとおり、これから作業が始まるが、例えば緑の現状データが審議会に出てくる。その際に現状を説明され、どこに課題があるのかを議論する。解決するためにはどうするか、こういうことができるのではないか、ここまで審議することとなる。

委員： ご指摘は重要な視点だと思う。やはり行政計画は市民の側からすると、そもそも何か、遠い先の話のように感じる。緑の基本計画に関わらず、行政計画の課題である。市民からどのように見えているのかを意識し、計画はどのように打ち出すのか、もっとわかりやすくしなければならない。

委員： 必要に応じて、事前に事務局から委員に対し、用語の説明を行ってから、審議会に出席されるとよい。現況調査が入ってくると言葉がわかりづらく、制度的な話になると法律制度になるため大変わかりづらい。審議会でも質問しても良いが、事前に事務局から委員への説明の時間を取っていただければ、円滑な審議会の進行ができると思うので、ご検討いただきたい。

委員： 市民の方から小田原の緑を守ってほしい、作ってほしいという意見を吸い上げる仕組みとして、市民アンケートや意識調査を検討しているか。

事務局： 最終的にはパブコメをやるが、委託の中でアンケート調査を市民の意見としてやる必要はあるのではないかと思います。

委員： 最近ではウェブアンケートもある。

事務局： わんぱくらんどや上府中公園、フラワーガーデンについては、指定管理者が年に2回アンケート調査をしており、市民の意見を反映することは可能である。

委員： 市民へ「小田原市の緑はどこが大切か？」と質問すると、受け取り手が「緑」をどう捉えるかが問題である。例えば、小田原城の植えられた緑であるのか、周辺のお堀を含めた文化財の緑なのか、山の景観、みかん畑や田んぼなどの生産緑地、街路樹、街区公園など受け取り方によって回答は全く異なることとなる。逆にそういう聞き方も面白い。市民の緑に対する受け取り方がわかるかもしれない。

委員： 計画が生きていくには市民が共通認識として持ってもらうことが非常に

大事であるため、市民目線で作ってほしい。

委員： 一般的な人からするとわからない問題であるため、私たちが参加できるような会議にしたい。どうしても専門家でないとわからない会話なため、計画となるととても難しい。思ったことを素直に伝えることしかできない。

委員： 計画の策定途中は広報やホームページ等に掲載し、その都度自由な意見をいただく、といつでも門戸が開く状態を作るのか。ここでたくさんの方が来られても収集つかなくなる可能性があり、審議会としての機能はなさなくなる。審議会で行っている議論を市民の方へわかりやすく伝える作業が大事である。行政側もできるだけ資料や審議会の過程を公開していくことになると思う。

委員： 実際に動き出すのは令和6年度からでよろしいか。

事務局： 期をみて、説明をしながら行っていく。いきなり基本計画の改定作業は厳しいところがあるため、今回の会議では概要だけの説明となり、言葉の意味も含めて細かく丁寧に進めていく。

委員： 事務局としては日常の業務を行いながら、この計画の改定を行っていかねばならない。担当者としては、業務量が負担となる。正直なところ、現況調査をまとめるだけでもとても時間がかかる。仕事が沢山ある中で、少しでも令和6年度はスピードアップできないか、令和7年度に委託料が取れないか、事務局の作業量も含めて、こちらの議論だけで先走らないよう、お互いに速度を合わせながら行っていきたい。

ただ、本日大事であったのは、市民目線でわかりやすく言葉も選んでという意識である。

委員： 緑の基本計画の2番「市が市民の皆さんと相互に協力しながら達成する緑の確保」とある。剪定の会のボランティアに入っている方が城付近を散歩中に雑草が絡んでいるのを見かけ、雑草を取ってやりたいと思ったようである。ところが剪定の許可など、何も持っていない。そこを荒らすただの不審者になりかねないため、どうしても躊躇してしまうとの話があった。市が市民に協力をお願いするというのであれば、もっと簡単な方法で、自治会単位などにより緑のパートナーのような腕章や名札などがあれば、ふとした時に雑草の処理などがしやすい。園芸や剪定が好きな方は周りに沢山いると思われるので、公園などの管理も自治会を巻き込んでほしい、自分でお世話できる簡単な制度はないかとのことであった。ご検討いただ

けないか。

事務局： 公園に関しては、身近な公園プロデュースという自治会や緑が好きな方が登録していただき、花を植えていただいたりするものはある。ほかにも公民館などに花を配布し、植栽から管理まで行っていただくものもある。ただし、木の剪定となると危険が伴うため依頼はしていない。地域のボランティア制度は作っている。

委員： ということであれば、周知が足りないのではないか。

事務局： まさにそのとおりである。身近な公園プロデュースについては、周りの小さな公園については、周辺の自治会が参加していただき、草むしりやごみ拾い、花壇の管理をしている。周知が足りない問題については、現在パンフレットを作成している最中である。パンフレットも地元の高校へデザインを依頼し、市民・企業・行政、三位一体で緑を育て大切にしていきたい。

委員： その件についてはどうしても憚れるため、腕章等があると大変助かると話していた。

事務局： 審議会の一般質問で身近な公園プロデュース、市民が気軽に参加できる施策をもっと発信すべきではないかということで、現在パンフレットを作成している最中だが、少々時間がかかっている。

一番気兼ねないのは個人参加であるが、制度として個人は使えず、2人以上の任意の団体となっている。

委員： 私が理想としているのは、市民が普通に活動しているという状況である。「活動してください」ではなく対等の立場が大切である。市民は「やってあげる」ではなくやるのが当たり前という意識をもってほしい。市民・ボランティアは「私がやるべきなんだ」という意思を持っていただくと大変ありがたい。それが定着してくるとNPO法人の立ち上げ、自分たちでお金を稼いで用具を買って活動している団体ができるので、そうなってほしい。

委員： やってあげるではなく、やりたい人がいる。仲間もいる。ただ1つ、躊躇してしまうため、札が欲しい。市役所へ申請に行くのも手間となるため、もっと気楽にできるようにしてほしい。

委員： 思想はマネジメントの視点であり、全体の計画の中に強く入れていく必要がある。

(2) 街区公園の再整備について（報告）

事務局から資料2により説明

質疑応答

委員： 現地視察した際には気づかなかったが、ゴミ箱は設置する予定があるのか。

委員： 鎌倉市の事例だと、置いてない。街区公園とは誘致距離と言って、遊びに来る方の対象距離が250mと想定されている。ということは、徒歩圏にあり、自分で持ってきたゴミは自分で持ち帰る。これが普通であるため、鎌倉市は街区公園にはゴミ箱は置かない形で撤去した。

事務局： 現状ゴミ箱を置いた場合には、公園利用者以外の方がいたずらにごみを置いてしまっているケースもある一方、公園利用者の方からゴミ箱を置いてほしいという意見もある。ただ、鎌倉市と同様に、公園については、みんなで仲良く、気持ちよく綺麗に使用していただきたい気持ちがあるため、ゴミ箱は設置しない方針である。

例えば、トイレを作ってほしいという要望も多い。予算にゆとりがあった時代に比較的大きな一部の公園はトイレを設置しており、更新も行っている。しかしながら、新規公園をつくった場合や既存公園にトイレを設置することは検討していない。治安上の問題もあり、公園の利用者ではない方が使用してしまうこと、子供のいたずらで結構トイレのメンテナンス費がかかっている。また、自治会とのワークショップでは、トイレは不要との意見も出ている。

先ほどもお伝えしたように、既に設置してあるものについては安全確保を図りながら維持管理をしていく。自治会と協力してきれいに使っていく。トイレも新規には設置しないというのが市の見解である。

委員： 要望だけ1点。折角ワークショップを実施し、参加者が関心を持ったのであれば、是非管理にも関心を持っていただいて、参加していただくということをお願いしてワークショップを結んでいただきたい。整備の意見だけ言って終わりではなく、一緒に良い公園にしていきたいと思います。これから作られた公園が巣立っていくわけなので。整備はしたけれど、一緒により良い公園にしていけるには、皆さんの力が必要です、とワークショップに出られた方を核におこなっているはずなので、活性化していけたらと思う。

鎌倉市は以前お歳暮やお中元を集めて、公園でバザーを行った。そのお

金で花の種や苗を購入し、公園に植え、花のまちづくり賞という建設大臣賞をいただいた。小さい公園でも、花盛りになるくらい市民の方の力できた。

委員： かまどベンチや防災倉庫は残しているのか。

事務局： 残している。

委員： 市民の意見を吸い上げる大事な場ではあるが、一方で、非常時や市民が気づかない話はある。特に防災関係の話というのは、個々の場所で見ると、災害時に人が集まる場所であると思われる。防災公園的な機能を発揮する場所であって、その視点からかまどベンチはあった方が良く思う。防災倉庫、防災公園としての機能を持たせておくことも行政として大事なことでないか。この意見は市民からは出ないかもしれないが、行政計画としてはしっかりと防災空間を確保しておきたい。さらに言えば、少し離れた場所にある早川小学校との連携。小学校の校庭は仮設住宅を建てるのは難しいと聞くため、避難してきた人をできるだけ公園で引き受けられる仕組みを検討しておきたい。

もう1点は、今日の現場で感じたが、外周の植栽は雑草が生えないような植栽でカバーすることだが、最近の流行りのあまりお金のかからない宿根草という野草に近いものを使い、花などが楽しめて造園的にも非常に良い空間が作られてきている。機会があれば勉強していただきたい。

(3) 街路樹の再整備について（報告）

事務局から資料3により説明

質疑応答

委員： 自宅近所の案件である。実際に伐採していただき、だいぶ明るくなったとの話も周りから聞いている。もし、伐採しすぎた場合、大雨が降った際の役割として貯水してくれるのかという不安は地域であったが、伐採のしすぎということはなく、日照は改善され、大雨が来ても恐らくは大丈夫だろうという住民の認識はある。

委員： 街路樹の再整備の話は全国的にある。特にソメイヨシノは一時期全国的に植えられたこともあり、かなり年数が経っていて危ない状態になっている。小田原市の場合はかなり丁寧に意見交換会などを進め、住民の理解を得ながら行っている。説明がなく、いきなり伐採すると結構問題になったりするため、よく説明していただくことが大事である。

委員： 行政にいた時に一番怖かったのがこの問題である。業務上過失致傷、損害賠償請求、ここに繋がっていく可能性もある。倒木などにより大きな事故が発生すると、場合によっては職員の責任となることもある。とても懇切丁寧な説明を市民にしつつも、事案が起きた場合は早く切らないと行政責任が問われるため、行政の人間としては大変神経を使う。さらに丁寧に丁寧にやればやるほど、時期は遅くなり、その間に折れてしまったらどうするか、というジレンマに陥ることが経験上多々あった。大抵同じ経験をされていると思うが、そこを汲んでいただけると行政としてはやりやすいと思う。これも1つのマネジメントである。

委員： 街路樹を切ったり植えたりしているが、やはりサクラは同じ街路樹でも植える場所を考える。民家があまりない場所だと、大きめなものを植えても良いと思う。樹枝の選び方を検討して、普段の管理をしっかりしていけば、ちょっとした異変にも気づきやすく、倒れる前に処置ができる。

委員： 小田原市の街路樹はサクラが多いのか。

事務局： サクラが多い。

委員： 意図的に多く植えたのか。それとも元々沢山あったのか。

事務局： 街路樹に関しては約2,000本あり、その内約370本がサクラである。さらにその中の約300本を樹木診断し、対応をしたところである。サクラは、花が咲くときは綺麗である。ある一定の時期にソメイヨシノが流行り今では巨木化して管理しづらくなった時のことは考えていなかった可能性がある。最初はサクラが綺麗に咲くからということで、全国的に植えたと思う。特に小学校の通学路など。あまりに綺麗だから、枝降ろしもしてはいけないと地域の人が指摘する。でも、根っこは出てきて歩道に段差ができる。こちらの事務としては転んで怪我をされては困るため、うまく説得して進めていった。

委員： 比率的には確かにサクラは多いと思う。

委員： シニアの年代になってくると、紅葉もあっても良いなと城の周辺を歩いていると感じる。文化財の関係で勝手に植えることは難しいかもしれないが、小田原市で紅葉を観光したいなと思う場所がない。

委員： 余談だが、鎌倉市で鎌倉時代に永福寺の裏山にサクラが結構植栽されていたという調査結果がある。ソメイヨシノではないが、当時でもサクラを愛でたという記録がある。鎌倉ザクラとも呼ばれているサクラもある。た

だ、サクラは 365 日の中の開花期の 2 週間だけ楽しめるが、落ち葉や病害虫などの問題がある。

事務局： 紅葉は板橋周辺に、貴重な遺産はあるが、街路樹でモミジは難しい。

委員： 枝の張り方などから難しい面がある。

委員： イチョウなら問題ない。紅葉があつて、防火対策になる。

事務局： 種が落ちるのではないか。

委員： 今植えているイチョウはみんなオスであるためタネは落ちない。銀杏はできない。

(4) その他

委員より、「令和 6 年度都市局関係予算決定概要」を説明

委員： 以上をもって、令和 5 年度第 2 回小田原市みどりの審議会を閉会する。
以上